明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令（経済産業一〇）　一
〔告　示〕
○配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件（消防庁七）　九
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（同八）　一二
○不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部を改正する件（同九）　一三
○消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（同一〇）　一六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務五二）　一七
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産五三九、五四一）　一八
○出願公表後に名称変更がなされた件（同五四〇）　二〇
○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業三二）　二三
○道路に関する件（東北地方整備局三九～四三）　二三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同四四）　二四
○都市計画に関する件（関東地方整備局四二、四三）　二四
○道路に関する件（北陸地方整備局八、九）　二五
○都市計画に関する件（中部地方整備局二一）　二五
○都市計画に関する件（中国地方整備局一四）　二六
○道路に関する件（四国地方整備局二四～二六）　二六
○道路に関する件（九州地方整備局一五、一六）　二六
○自動車専用道路を指定する件（同一七）　二六
○道路に関する件（北海道開発局三八、三九）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人統計センター、平成二十八年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○経済産業省令第十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第八条第一号及び第二号、第十二条第一項及び第二項、第十六条第二項、第二十三条第一項、第二十七条の二第一項第一号並びに第三十五条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項の次に次の一号を加える。

二十六　移動式圧縮水素スタンド　圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充塡するための処理設備を有する移動式製造設備

第六条中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項第二十号中「除く。」の下に「以下第七条の三第二項第十一号及び第八条の二第一項第四号において同じ。」を加え、同条第二項第二号リ中「第十八条第二項ヘ」を「第十八条第二号ヘ」に改め、同号ヌ中「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつて」を「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつて」に、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は」に、「圧縮水素運送自動車用容器」という。）にあつて」を「圧縮水素運送自動車用容器（以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。）にあつて」に改め、同条第二項第二号に次のように加える。

ル　圧縮水素運送自動車用容器に圧縮水素を充塡するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に六十五度以下に保つとともに、温度が四十度を超える場合は、容器の破裂を防止する措置を講ずること。

第六条第二項第八号ホ中「容器等」の下に「（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）」を加え、「又は第四号に掲げる超低温容器又は低温容器」を「に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第四号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つこと。

第七条中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項第二号中「ものであり、かつ」を「距離以上の距離を有すること。また」に、「五メートル以上の距離を有する」を「五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同条第二項第四号中「有する」を「有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同項第五号中「設ける」を「設け、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改める。

第七条の二中「充てん」を「充塡」に改め、同条第一項第五号中「有する」を「有し、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同項第六号中「防火上有効な壁を設ける」を「高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずる」に改め、同条第二項第三号中「水」を「水分」に改める。